

第1回精華町国民健康保険病院指定管理者選定委員会 議事摘録

■日時

令和2年10月2日(金) 午後1時30分から午後3時30分まで

■場所

精華町役場 庁舎 6階 審議会室

■出席委員

- ・第1号委員：岩田 博夫
- ・第2号委員：山口 泰司
- ・第2号委員：内田 裕也
- ・第2号委員：藤本 和子
- ・第3号委員：三沢 あき子
- ・第4号委員：荒堀 政男
- ・第5号委員：船越 昇

■出席事務局職員

- ・健康福祉環境部長 : 岩前 良幸
- ・健康推進課 課長 : 上野 明子
- ・健康推進課 課長補佐 : 川畑 由香里
- ・健康推進課 地域医療係長 : 武田 眞幸

■傍聴者

1名

■内容

1 開会

- ・精華町国民健康保険病院指定管理者選定委員会設置要綱

事務局

- この選定委員会は、精華町国民健康保険病院指定管理者選定委員会設置要綱に基づき設置する。
- この委員会の会議は、精華町審議会等の会議の公開に関する指針に準じて公開する。この会議摘録についても、町のホームページで公開する。

2 あいさつ 精華町長

杉浦町長

- 本町が設置する「精華町国民健康保険病院」は、住民のみなさまの健康保

持、増進、治療を行うため、地域医療において重要な役割を担っていると認識しており、併せて広域的には山城南医療圏域のニーズに対応した役割も持っていると思っている。

- 本委員会において、来年度から10年先を見据えた精華病院の運営等につきまして、委員の皆様から、様々な分野の立場や専門的な観点から、ご意見等をお伺いしたく思っている。

3 委員紹介

・精華町国民健康保険病院指定管理者選定委員会委員名簿

各委員より自己紹介。

4 委員長の選出等

(1) 委員長の選出

事務局より岩田 博夫委員を提案、一同了承。

(2) 副委員長の指名

岩田委員長より山口 泰司委員を指名。

5 議事

(1) 精華町国民健康保険病院の運営状況について

- ・精華町国民健康保険病院指定管理者運営評価報告書（資料1）
- ・精華町国民健康保険病院 ご利用者様アンケート調査結果（資料4）
- ・精華町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例（抜粋）
（参考資料）
- ・精華町病院事業の設置等に関する条例（抜粋）（参考資料）

事務局

- 運営評価の総括として、今後、山城南医療圏域では、回復期・慢性期機能の充実、在宅医療の需要が高まることが見込まれる中、精華町国保病院は、山城南医療圏域のニーズに対応するために、地域の医療機関や介護施設等との連携のもと、内科、外科、維持透析や整形外科、リハビリテーション、歯科・口腔外科などの入院ならびに外来診療、そして訪問診療や訪問リハビリへの取り組みが求められます。
- より良い病院を作るための意見聴取を目的に、本町独自に「ご利用者様アンケート」を実施した。結果は、60歳以上が約7割、また、町内在住は約6割で、そのうち、川西小学校区が6割、精北小学校区が2割であり、精華町国保病院は駅東の医療を担っていること、また、概ね8割の患者が満足してるとの結果であった。
- 運営評価をもとに、今回、精華町公の施設の指定管理者の指定の手続等に

関する条例第5条第1項第2号の規定に基づき、「公募によらない指定管理者の候補者の選定」を行うものとし、精華町病院事業の設置に関する条例第13条第2項に基づき、現指定管理者である「医療法人医仁会」に対して、精華町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条に定める申請書の提出を求めるに至った。

岩田委員長

- 山城南医療圏の医療等に関して、山城南保健所長の三沢委員から意見を賜りたい。

三沢委員

- 山城南医療圏域における現在の精華町の高齢化率は、京都府内の市町村においても極めて低いため、今後、後期高齢者の方の急速な増加により、推計的に他が減少傾向に向かう2040年以後についても、精華町、木津川市の圏域においては医療ニーズ、介護ニーズが増え続けると予測されている。そのため、医療体制で医療介護連携が非常に重要であり、現在、医師会を中心に医療介護連携の取り組みを、「きづがわネット」で進めていただいている。又、この圏域には、病院が3病院しかなく、京都府内でも最も少なく、医療資源が少ない地域になっている。その状況の中で、3病院においては、機能分化し、急性期、回復期、慢性期でお互いがより良く連携していくことが非常に重要であり、精華町国保病院においては慢性期として、他病院と連携体制をとり、相乗効果を発揮してほしい。
- 在宅医療のニーズが増えていく中で、精華町においては、開業医の先生の世代交代等により在宅医療を提供できる先生が減少傾向にある中、精華町の公的医療機関として、病床を保有しているので、在宅医療そのものだけではなく、入院が必要になったときに、「地域包括ケア病床」としても、地域の住民を支えるような役回りを果たしていただくことを期待している。

(2) 精華町国民健康保険病院の事業計画書及び収支計画書について

- ・指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画書（資料2）
- ・指定管理者の指定を受けようとする公の施設の収支計画書（資料3）

岩田委員長

- 本事業計画書及び収支計画書をご提出いただいた「医療法人医仁会」に、本委員会設置要綱第6条第2項の規定に基づき、出席を求める。

～医療法人医仁会入室～

事務局

- 資料 2 及び資料 3 について概要説明

荒堀委員

- 収支計算書において赤字基調になっており、30年度において退職給付金の繰入額であると思われる1,900万円の特別損失が計上されている。退職給付引当金の繰入額は要支給額の5分の1となっているが、武田病院としては、どのような基準で退職給付を考えておられ、処理されているのか教えてほしい。

医療法人医仁会

- 退職給付引当金の計上基準は、平成30年度から新しい医療法の会計基準が適用されたことにより、従前は、支払ったものを退職給付費用として計上していましたが、当該年度末に、在籍する全ての職員が一斉に自己都合で退職したとしての退職金総額を計上している。当法人は、5年間にわたって、定期的に償却をしていくという会計基準を選択し、5分の1を計上しているところ、令和2年3月末で2年目で、残り3年分については同額の1,900万が精華町国保病院の損益計算書、貸借対照表の方に計上がされている。退職給付費用については、今までは、その年度に払ったものが退職給付費用という考え方で決算書を組んでいたが、引当金を計上する時点から、前期の期末で計上した引当金と当期の期末で計上した引当金の差額、いわゆる在籍した職員が1年間さらに勤務を続けた場合には、退職金を支払う金額は増えてくるため、その増えた差額がこの退職給付費用に計上されるといったルールに基づいて計上しているため、実際に払った金額とは全く違う数字になっている。

荒堀委員

- 収支計算書資料3の最後のページに、本部負担費というのがありますが、医療収入の率からみたら大体1.9ぐらいであり、毎年同率になっている。この本部負担費は、共同仕入れとかあるいは役員の負担金かもしれないが、具体的にどんなもので構成されているか。

医療法人医仁会

- 本部負担費については、武田病院グループの本部組織に在籍してる本部付けの職員の人件費に相当します。本部付け職員の人件費を毎年4月1日現在の各グループ内の法人ないし施設の在籍する職員数に応じた按分をしたものが割り振られることになっている。精華町国民健康保険病院については、全体の本部費用の1%に満たない値です。

荒堀委員

- 1%ではなく、その医業収入を100として、大体1.9%前後です。

医療法人医仁会

●はい、そうです。

荒堀委員

●武田病院は大きい病院がいくつかある中、国保病院は一番小さい病院かもしれないが、負担が必要な人件費はそんなに多いのか。例えば、31年度で1,700万、2年度で1,600万あります。今後、国保病院が赤字になるかもしれないということであれば、大きな原因の一つになる。本部負担費について、将来的に見直していただければと思う。

荒堀委員

●本部の方の全体の決算書を拝見したら、法人税等調整額が法人税以外に、それが、1億9,800万円で、ほぼ2億円ある。そして、全体としては赤字だが、法人調整額があり、さらに赤字が膨らんでいる。この法人税等の調整額はどんなものが絡んでいるのか。

医療法人医仁会

●こちら平成30年度の医療法人会計基準に適用になったもので、税効果会計を導入している。こちらの方で、平成30年度の決算において、繰り延べ税金資産をこの金額と同じ金額だけ計上しているが、前期令和元年度法人の決算を締めたときに、収支が少し悪化し、今回マイナスの決算となっている。今年度令和元年度においては、その繰り延べ税金資産を全て取り崩し処理をし、平成30年度に計上した約1億9,000万円の繰り延べ税金資産を取り崩した処理を行ったことにより大きくマイナスというところになっている。

荒堀委員

●過年度に税効果会計をやり、将来税金を取り戻せるということで、税金繰り延べしてあった。そして、もしそれが、まだ追加で払う必要がある場合は、繰り延べ税金負債になるが、負債にあげていない。そして資産の方にも税金資産がない。ということは、税効果会計をしなくなったということではないのですか。

医療法人医仁会

●令和元年度については、税効果会計を通用するのをやめたというところですよ。赤字決算の後、この年度については、税効果会計を適用しないというところで、平成30年度に行った計上した資産を取り崩した。

荒堀委員

●最初の説明では、病院の会計基準が改正になったので、病院でも税効果会計をやらないといけなくなったという説明だったが、それは逆ですね。

医療法人医仁会

●平成30年度はその税効果会計を行ったが、令和元年度は、それをやらな

い、一旦ここでは適用しないという選択をして、取り崩しをしたということです。

荒堀委員

- 一応、会計上は、基準というのがあって、むしろ税効果会計をした方が、将来の損益と税金との対応関係が、合理的だということで、税効果会計をするが、やめた理由はどうか。

医療法人医仁会

- 理由としては、大きな課税収益が、今年度については、見込めなかったというところ。あとは、手元に資料がないため、この場で明確な回答が出来辛いので、資料揃えてお答えしたいと思います。

荒堀委員

- 国保病院で診療科目別で、損益を組むと、透析関係が一番収益が高いと理解している。なので、他の診療科も、頑張ってください、赤字が減るようになっていただきたいと思います。

船越委員

- 精華町の高齢化率が24%ということで、10年、15年先が大変である中で、高齢者の方の医療を誰が見るかということで、大変心配している。事業計画書中では、在宅医療に力を入れると書いているが、かかりつけ医院で医者が高齢化し、医院を継がず、廃業といった医者も出てくると思う。訪問診療や訪問リハビリテーションを充実させ、高齢者に安心を提供頂くことに期待しているのですが、もう少し具体的に、終末期医療、看取りの問題を含めてこれから先の在宅医療について病院の考え方について聞かせてほしい。

医療法人医仁会

- 現在訪問リハビリという科目、それから訪問診療という大きな枠で、在宅医療を推進しており、開業医の先生方に大変協力をいただいて、病病、病診連携という形で運営している。先生方からの診療依頼において、病院の診療時間以外の時間帯で往診ができないかを検討している。地域包括のケアマネージャーや開業医の先生方から、訪問リハビリ、患者さんの様子や、入院や検査入院により状況を診てほしいとの依頼がある。それに対して、私どもの精華町国民健康保険病院の職員で部隊をつくり、在宅に進めていこうかというのが、この先10年の間に確立したい項目になります。入院については50床一般病棟ですので、在宅、入院をされても退院支援を強く推し進めている。患者さんに多くの検査をして頂き、退院へ導き、開業医の先生のところにお返しをし、逆に依頼があれば、リハビリや再入院でお応えしたい。今、訪問診療を、月曜日と木曜日と金曜日の午後、実施している。10月からは水曜日にも始め、週4日を訪問診療に充てたいと

考えているがマンパワーが足りていない。地域包括センターの職員やケアマネージャーの情報をもとに動いているので、近くの関係施設の方に連絡頂いたらうちの方に届くと思う。

山口副委員長

- マンパワー不足が、決定的になっています。病院の医師、診療所医師が少ない中、チームワーク、多職種連携を深めて、カバーしていこうと「きづがわネット」というネットワークを作って、情報交換等を行っているが、一人の医師がする内容があまりにも多すぎる。国は、医師が比較的多い地域を基準にルールを考えており、地方ではなかなか立ちゆかない。「地域包括ケアシステム」、すなわち、地域の実情に応じて、システムを構築する必要があるが、病院が3つであり、医療資源がない中、どのように構築していくかということが非常に問題であります。

内田委員

- 歯科医師会の立場から歯科の病院が、山城南医療圏では国保病院以外になく、一般的に口腔外科的な疾患について引き受けてくれている。山城南の方では、口腔外科で全身麻酔での手術ができるという医療機関がありません。今、精華病院は外来だけの対応ということになっているが、今後、高齢者、有病者の方が多くなってくるため、可能であれば、歯科医師を増やし、全身麻酔下での処置ができれば、よりこの地域に対して、有用性があると思う。ご検討ください。

藤本委員

- 薬剤師会ですが、国保病院の薬剤師の先生に、「地域包括ケアシステム」が国の方で推奨されていますので、国保病院の薬剤師の先生に、ぜひ一緒に入ってもらって、薬薬連携を行っていききたいのでよろしくお願いいたします。

(3) 指定管理者選定評価等について

- ・精華町国民健康保険病院指定管理者選定に係る評価項目（資料5）

事務局

- 資料5に基づき説明

(4) 指定管理者選定スケジュールについて

- ・指定管理者選定スケジュール（資料6）

事務局

- 資料6に基づき説明

6 その他

第2回委員会開催予定

日時：令和2年10月23日（金）

午後1時30分～午後3時30分

場所：精華町役場庁舎6階審議会室

7 閉会

岩田委員長

●委員の皆さま方、円滑な議事進行にご協力いただきありがとうございました。